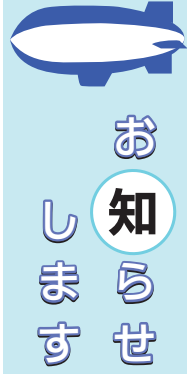


【情報館】●特にことわりのないものは7月1日(水)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

定額給付金の申請はお早めに!

定額給付金の申請期限は**11月9日(月)**までです。給付手続きは、お忘れなくお願いします。また、申請書類が届いていない、あるいは決定通知が届いたにも関わらず振り込みがない場合はご連絡ください。

専用ダイヤル ☎2991-7700
定額給付金室 ☎2998-9411



ねんきん定期便

国民年金・厚生年金加入者の誕生日に、年金加入期間や保険料納付額等をお知らせする「ねんきん定期便」を4月から送付しています(4月1日生は平成22年度送付)。
▼同封の回答票が「水色」の場合
内容に漏れや誤りがあればその内容を記入し、無ければ「訂正なし」として返送
▼同封の回答票が「白色」の場合
内容に漏れや誤りがある場合のみ、その内容を記入して返送

国民年金保険料の免除制度
申請により免除または猶予される場合があります。
▼経済的理由や災害等で納付困難な方：保険料の全額または一部を免除(申請者・配偶者・世帯主の前年所得等の審査あり)
▼学生納付特例制度(学生以外の30歳未満の方)
▼若年者納付猶予制度(申請者・配偶者の前年所得等の審査あり)

主の前年所得等の審査あり)▼学生納付特例制度▼学生以外の30歳未満の方：若年者納付猶予制度(申請者・配偶者の前年所得等の審査あり)
【申請に必要なもの】
①すべての方：年金手帳(20歳到達時は不要)、印鑑(本人申請の場合は不要)
②退職により申請する方：①に加え「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」
③平成21年1月2日以降に入られた方：①に加え、前年所得の確認できる書類(源泉徴収票や課税証明書等)
④学生の方：①に加え、学生証
◎原則として申請は毎年必要です。
申・問 市役所1階国保年金課 ☎2998-9095、出張所へ直接

介護保険負担限度額認定証の申請
住民税非課税世帯の方が、介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)に入所または短期入所(ショートステイ)を利用する場合、食費や居住費(部屋代)の自己負担額が軽減されます。
今後、施設入所または短期入所の利用予定がある方は、認定証の申請をしてください。
◎現在「認定証」をお持ちの方も再度申請が必要です。
申・問 市役所1階介護保険課 ☎2998-9420(へ直接

高額医療・高額介護合算制度
医療保険(国民健康保険や後期高齢者医療保険、社会保険など)と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する制度です。
平成20年4月1日から21年7月31日の16か月間に利用した医療保険と介護保険の自己負担を合計した額が▼70歳未満の一般的な方で

89万円▼70歳以上の一般的な方で75万円を超えた場合に還付されます。なお、自己負担の上限額は所得等により異なります。
◎医療保険または介護保険の自己負担額が0円か、医療保険と介護保険の自己負担の合計額が上限に達していない場合は対象外です。
申請方法は、今後の広報とことろざわでお知らせします。
問 国民健康保険：国保年金課 ☎2998-9131 ▼後期高齢者医療：福祉総務課 ☎2998-9113 ▼介護保険：介護保険課 ☎2998-9420

地域農業振興事業費補助金
児童・生徒や地域住民の農業理解につながる事業・活動を行う団体に、補助金を交付します。
対象事業 農業体験、地域作物の宣伝・販売など
対象団体 農業者を含む3人以上
補助金額 事業費の2分の1以内で5万円を限度とする
申・問 市役所2階農政課 ☎2998-9158(へ直接

農業危害防止運動
農業は、散布区域外に飛散しないよう注意し、適正に使用・保管管理してください。特に公共施設や住宅地の近くでは、できるだけ捕殺、被害部の切除など農薬散布以外の方法で防除しましょう。
やむを得ず農薬を散布するときは、事前に周辺住民、施設利用者等に周知し、風向きなどに十分注意して事故防止に努めてください。
問 農政課 ☎2998-9158

漏水を発見したら早期の対応を
漏水の疑いがあるときは、水道部営業課へご連絡ください。調査員が伺います。調査は宅地内に入るため、お客様が立ち会いください。マンション等受水槽があるものは、受水槽までの調査となります。漏水箇所が判明しだい、市指定給水装置工事業者に修繕を依頼してください。なお、水道部の漏水調査は無料ですが、修繕工事費用はお客様の負担となります。
◆水道メーターの定期点検をすべての水道を止めてもメーターのパイロット(写真)が回転していると漏水の可能性があります。

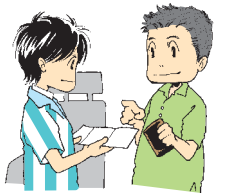


市税の夜間・休日納税窓口
とき ▼夜間：7月1日(水)、29日(水)、30日(木)、31日(金)、8月3日(月)／午後5時～8時 ▼休日：7月26日(日)／午前8時30分～午後5時
市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等
◎納税相談もお受けしています。
とことろ 問 市役所2階収納課 ☎2998-9073

納税通知書について
納付書(納めるための用紙)は綴じてありません。納付の際は納期をおまわがえにならないようご注意ください。▼領収証書は所定の用紙に貼るなどして大切に保管してください。▼平成21年度の国民健康保険納税通知書(当初分)は、7月の下旬にお届けします。
▼納税通知書は世帯主様あてに郵送します。▼納期ごとの金額は1年間の国民健康保険税額を8回(特別徴収は6回)に分けたもので、月額ではありません。▼被保険者の異動や所得の変更などにより、一度決定された国民健康保険税額が変更になった場合は、変更後の納税通知書をお届けします。

国民健康保険に加入の皆さんへ
国民健康保険の納付方法
納付書や口座振替で納付する普通徴収と、世帯主が受給する年金から差し引く特別徴収の2通りがあります。
普通徴収 ▼納付回数：原則8回(平成21年7月～22年2月)
◎口座振替をご希望の方は、取扱金融機関でお申し込みください。
特別徴収 ▼納付回数：原則6回(年金振込月の、4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月)
▼対象：次のすべてに該当する世帯主の方
①国民健康保険の被保険者
②世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳～74歳
③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上
④国民健康保険税と介護保険料の合計が年金額の2分の1以下
◎世帯主以外の方の年金からは差し引きません。

納税相談
国民健康保険税は、医療機関への支払いや皆さんへの療養費等の支払いに使われています。納期限内納付にご協力ください。
国民健康保険税の納付相談
納付が困難な場合は未納のままにせず、お早めにご相談ください。また、災害や特別な事情等がある場合は減免が認められます。
◎適用には一定の条件があります。
◆7月の夜間納税相談
とき・ところ 7月30日(木)・31日(金)／午後5時～8時・市役所1階国保年金課
◎納期を過ぎた保険税も納付できます。
問 国保年金課 ☎2998-9131



市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等
◎納税相談もお受けしています。
とことろ 問 市役所2階収納課 ☎2998-9073

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等
◎納税相談もお受けしています。
とことろ 問 市役所2階収納課 ☎2998-9073

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等
◎納税相談もお受けしています。
とことろ 問 市役所2階収納課 ☎2998-9073

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等
◎納税相談もお受けしています。
とことろ 問 市役所2階収納課 ☎2998-9073

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等
◎納税相談もお受けしています。
とことろ 問 市役所2階収納課 ☎2998-9073

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等
◎納税相談もお受けしています。
とことろ 問 市役所2階収納課 ☎2998-9073

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等
◎納税相談もお受けしています。
とことろ 問 市役所2階収納課 ☎2998-9073